

東部市民センターホール利用許可申請書

受付 令和 年 月 日 号

春日井市長 石 黒 直 樹

〒

住 所

申 請 者 氏 名

(名称及び代表者氏名)

電 話

次のとおり東部市民センターのホールを利用したいので許可してください。

利 用 日 時	単日の場合	令和 年 月 日 (曜日)	時 分 から
	連続の場合	令和 年 月 日 (曜日)	時 分 まで
		令和 年 月 日 (曜日)	時 分 から
		令和 年 月 日 (曜日)	時 分 まで
利用責任者			連絡先
催物の名称			集 合 人 員 人
催物の内容	☐ 音 楽 ☐ 舞 踊 ☐ 演 劇 ☐ 演 芸 ☐ 映 画 ☐ 講 演 ☐ 集 会 ☐ その他 ()		
入 場 料	☐ 有 料 ☐ 無 料	料 金	円
開 演 時 間	開演 No.1	時 分	終演 No.1 時 分
終 演 時 間	No.2	時 分	No.2 時 分
* 決 議			
所 長	所長補佐	主 査	担 当
* 使 用 料			
ホール 円			
領 収 印			
附属設備 円			
楽 屋 円			
ホワイエ 円			
この申請を許可してよろしいか。			
そ の 他 円			
合 計 円			

ホ ー ル 使 用 料		平日(A)	平日(B)	平日(C)	土曜日(A)	土曜日(B)	土曜日(C)	日・休日(A)	日・休日(B)	日・休日(C)
	午前	8,000	16,000	32,000	9,500	19,000	38,000	11,000	22,000	44,000
	午後	11,000	22,000	44,000	12,500	25,000	50,000	16,000	32,000	64,000
	夜間	15,000	30,000	60,000	17,500	35,000	70,000	19,000	38,000	76,000
	全日	30,000	60,000	120,000	36,000	72,000	144,000	40,000	80,000	160,000

- (A) … 入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円以下の場合で、かつ、営利を目的としない場合の使用料
(B) … 入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円以下の場合で、かつ、営利を目的とする場合の使用料並びに入場料等の最高額が1,000円を超え5,000円以下の場合の使用料
(C) … 入場料等の最高額が5,000円を超える場合の使用料

※ 利用時間帯：午前8：30～12：00 午後13：00～16：30 夜間17：30～21：30
※ (B)又は(C)の使用料の適用を受ける場合で練習又は準備のために利用する日については、(A)に掲げる使用料を適用する。
※ 上記の表はホール使用料のみ。楽屋及び付属設備等使用の際は、別途、使用料が発生する。
※ ホールの利用申請に関する情報は、業務委託先のかすがい市民文化財団に提供します。提供した情報はホール利用の目的以外に使用しません。
問い合わせ先 【業務委託先】かすがい市民文化財団 ホール担当 (春日井市東部市民センター内)

TEL：0568-92-8516 FAX：0568-91-1994 Mail：tobu@kasugai-bunka.jp

* 太枠内を記入してください。 春日井市東部市民センター

東部市民センターホール利用許可申請書

受付 号
 令和 年 月 日

春日井市長 石 黒 直 樹

486-8686

住所 春日井市鳥居松町5丁目4 4乗地

申請者

○○部○○課

氏 名 課長 春日井 太郎

(名称及び代表者氏名)

電話 0568-81-5111

利用時間は

午前 8:30~12:00

午後 13 : 00～16 : 30

夜間 17 : 30 ~ 21 : 30

連続3日間まで可能

次のとおり、一部市民センターのホールを利用したいので許可してください。

[illegible]

* 決 議				* 使 用		円
所 長	所長補佐	主 査	担 当	ホ ー ル		未定の場合は空欄で問題ありません
				附属設備		
				楽 屋	円	
				ホワイエ	円	
この申請を許可してよろしいか。				そ の 他	円	
				合 計	円	

ホール使用料		平日(A)	平日(B)	平日(C)	土曜日(A)	土曜日(B)	土曜日(C)	日・休日(A)	日・休日(B)	日・休日(C)
	午前	8,000	16,000	32,000	9,500	19,000	38,000	11,000	22,000	44,000
	午後	11,000	22,000	44,000	12,500	25,000	50,000	16,000	32,000	64,000
	夜間	15,000	30,000	60,000	17,500	35,000	70,000	19,000	38,000	76,000
	全日	30,000	60,000	120,000	36,000	72,000	144,000	40,000	80,000	160,000

(A) … 入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が 1,000 円以下の場合で、かつ、営利を目的としない場合の使用料

(B) … 入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が 1,000 円以下の場合で、かつ、営利を目的とする場合の使用料並びに入場料等の最高額が 1,000 円を超え 5,000 円以下の場合の使用料

(C) … 入場料等の最高額が 5,000 円を超える場合の使用料

※ 利用時間帯：午前8：30～12：00 午後13：00～16：30 夜間17：30～21：30

※ (B)又は(C)の使用料の適用を受ける場合で練習又は準備のために利用する日については、(A)に掲げる使用料を適用する。

※ 上記の表はホール使用料のみ。楽屋及び付属設備等使用の際は、別途、使用料が発生する。

※ ホールの利用申請に関する情報は、業務委託先のかすがい市民文化財団に提供します。提供した情報はホール利用の目的以外に使用しません。

問い合わせ先 【業務委託先】 かすがい市民文化財団 ホール担当（春日井市東部市民センター内）

TEL : 0568-92-8516 FAX : 0568-91-1994 Mail : tobu@kasugai-bunka.jp

* 太枠内を記入してください。

春日井市東部市民センター